

B B S モデル活動実施要領

日本 B B S 連盟

1 B B S モデル活動の目的

非行をはじめ社会不適応に苦しむ少年たちに寄り添い、その健やかな成長を助ける活動を積極的に支援することを目的として、日本 B B S 連盟は、日立みらい財団の助成を受け標記活動を実施しています。

2 B B S モデル活動の内容

B B S モデル活動(以下、「モデル活動」という。)は、主として B B S 地区会単位の(県連を除外するものではありません。)活動のうち、これからの B B S の活動の参考になるものです。

直接、少年(児童、幼児を含む)を対象とする活動を優先しますが、そのような活動に役立つ広報や研修も、実践活動を伴い、かつ地域や他団体との連携、事業の継続性に特段の工夫がある場合は、モデル活動に含まれます。

また特例として、本活動を地区会に定着させるために必要があると認められる場合は、連続する複数年の助成(3年を限度とする)を認めることとします。

この場合申請に当たっては、初年度は、通常の申請書のほかに、連続する複数年の助成を必要とする理由書と、計画書を添付してください。次年度からは通常の申請書にその年度の計画を記載して提出してください。また、年度末毎の中間報告は通常の終了時の報告書を準用してください。助成金は、次年度は初年度の 2 / 3、3 年度は初年度の 1 / 3 を上限とします。

3 モデル活動の選定

(1) 本助成を受けようとする B B S 会は、「B B S モデル活動」助成申請書に添えて、モデル活動実施計画書及びモデル活動予算書を、各都府県連盟に、毎年1月末日までに、提出します。

(2) 各都府県連盟は上記(1)により提出のあった活動に推薦順位を付した上で(同順位可)、同年2月10日までに、各地方連盟に提出します。

(3) 各地方連盟は、上記(1)により提出のあった活動に推薦順位を付した上で(同順位可)、を同年2月20日までに当連盟あて提出します。

(4) 日本 B B S 連盟は、3月末日までに、各申請団体にモデル活動の決定について日立みらい財団の承認を得たうえで、内示を行います。

(5) モデル活動の助成金は1実施団体につき、おおむね10万円から20万円を想定していますが、活動内容やその年度の申請数に応じて変更されます。申請額に満たない助成になる場合は、事前に申請団体と相談します。

(6)モデル活動申請件数が多かった場合は、これまで助成を受けなかった団体、活動を優先します。

(6)これまでにモデル活動の助成を受けた活動でも、年月を経て新たに創意工夫を加えた活動であれば、対象となります。

4 実施結果の報告等

各実施団体は、「BBSモデル活動」終了報告書に添えて、モデル活動実施結果報告書、モデル活動決算書を活動終了後3月以内に、各都府県連盟及び地方連盟を経由して当連盟あて提出します。同時に、実施団体は、報告書作成原稿に活用するためなるべく電子データで、当連盟事務局にも直接報告書を提出してください。最終活動実施日が1月以降になる実施団体は締切りを翌年度初めの4月末までに延長します。

モデル活動実施計画書(案)は当連盟事務局では常時受け付けており、モデル活動としてふさわしい計画を相談しながら作り上げています。この場合、各申請団体は翌年度活動計画を立てる段階で再度実施を検討し、3-(1)の流れに合流することになります。